

## 都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内（以下「都市計画施設等の区域」という。）における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築の許可について、法第54条の規定によるもののほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の例による。

(許可の方針)

第3条 市長は、別に定める区域以外の都市計画施設等の区域においては、建築しようとする建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められる場合は、建築許可をすることができる。

- (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月1日から施行する。